

2019(平成 31)年度 事業計画(概要)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

2019 (平成 31) 年度事業の基本的考え方

2019 (平成 31) 年度の最重点課題は、ともに生きる豊かな地域社会をテーマとする「全社協福祉ビジョン 2011」のもとに、「1. 地域共生社会の実現に向けた市区町村社協の組織・活動の強化」、「2. 大規模災害対策の推進」、「3. 福祉人材の確保および職員処遇の改善とサービスの質の向上」とする。また、社会福祉法人制度改革及び生活困窮者自立支援制度への取組強化については、継続的に促進をはかる。なお、「全社協福祉ビジョン」は 2020 年に向け、改訂する。

これらの最重点課題等の展開においては、本会の構成組織である社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設などがより一層、連携を密にし、総合的に取り組むこととする。

重点事業

1. 地域共生社会の実現に向けた市区町村社協の組織・活動の強化 (最重点事業)

- ・ 「全社協福祉ビジョン 2011」(第 2 次行動指針)の「ともに生きる豊かな地域社会をめざして」のテーマのもとに、社会福祉協議会(以下、「社協」)が地域共生社会の中心的な担い手としてその役割を十分に果たせるよう、本会の重点事業の 2 年次目として、全国の市区町村社協の経営基盤の強化、事業・活動の総合的な強化に向けた支援の取り組み等、社協組織活動の一層の活性化をはかる。
- ・ このために、「社協・生活支援活動強化方策」(第 2 次アクションプラン)に基づき、とくに包括的な相談・支援体制の強化、地域づくりのための活動基盤強化等について、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、老人クラブ、住民組織及び共同募金運動との連携・協働した取り組みを強化する。
- ・ また、各地方自治体における地域福祉計画並びに各社協における地域福祉活動計画の策定・見直しを促進し、地域福祉推進基盤における社協の役割を明確化するとともに、都道府県・指定都市社協とともに地方自治体へのかかる提言や必要な財源措置の働きかけに取り組む。
- ・ 地域共生社会の実現と地域福祉推進基盤の強化という視点に立ち、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」をすすめる。全国経営協の「アクションプラン

2020 行動指針」や地域福祉推進委員会の「市区町村社協と社会福祉法人・施設の協働による地域の公益的な活動の推進方策」をふまえ、都道府県・指定都市段階の広域の取り組み並びに全国の市区町村の社協と社会福祉法人・福祉施設が連携・協働して地域における公益的な取組を展開するよう一層働きかける。

- ・ 今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部」(本部長:厚生労働大臣)に設置された横断的課題に関するプロジェクトチーム「地域共生タスクフォース」における検討状況をふまえ、地域における包括的な相談支援体制の整備等の具体的な政策課題への取り組みを推進する。
- ・ さらに、生活困窮者自立支援事業については、社協での事業受託の促進、就労訓練事業等において社会福祉法人・施設と社協等との協働事業をすすめるなど、地域における連携・協働体制づくりに取り組む。あわせて、2019（平成 31）年度以降に施行される学習支援事業および居住支援の強化、新たな日常生活支援住居施設の創設について必要な対応をはかる。また 2020 年度以降、関係する従事者養成研修事業の都道府県段階への移行について検討・調整をはかる。
- ・ すべての社会福祉法人が、社会福祉法人制度改革の取組事項であるガバナンスの強化や、地域における公益的な取組等に確実に取り組むための働きかけを継続するとともに、適正な法人運営と地域での実践活動を発信し、広く社会の理解と信頼を得ることにつなげる。
- ・ 以上の取り組みの全国的な推進に向けて、都道府県・指定都市社協がその総合的・広域的な役割・機能を発揮し期待に十分に応えられるよう、「都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会」において、組織・事業・財政・体制等の必要な検討を行う。

2. 大規模災害対策の推進（最重点事業）

- ・ 大規模災害被災地における福祉関係者による被災者支援活動として、災害ボランティアセンター、避難所支援、被災施設運営支援等のための全国的な支援体制整備をはかるとともに、財源のあり方の検討とその確保について取り組む。
- ・ 大規模災害被災地の実情や変化していく生活課題・福祉課題について、被災地福祉関係者はもとより、支援を担う幅広い関係機関・団体と共有し、中長期的な視点に立って被災地支援活動を推進する。
- ・ 大規模災害発生時には、「大規模災害対策基本方針」（平成 25 年 3 月）に基づき、緊急的な福祉支援活動に取り組むとともに、都道府県・指定都市社協や種別協議会等における取り組み状況をふまえつつ、福祉分野の全体的な支援体制をはかりつつ、取り組む。
- ・ 全国経営協の災害時支援体制の構築の取り組みをもとに、社会福祉等組織関係機関・団体による「災害福祉広域支援ネットワーク」の設置・普及に向けた課題の整

理および取組体制整備や専門的な研修をすすめ、その財源の確保にも取り組む。

3. 福祉人材の確保および職員処遇の改善とサービスの質の向上（最重点事業）

- ・ 「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策」の見直し策定（平成 31 年 4 月）に沿い、構成組織毎に対応すべき課題や事項を明らかにし、組織的・計画的な取り組みを継続的にすすめる。
- ・ 社会福祉施設協議会連絡会及び各種別協、福祉人材センターとの連携のもと、喫緊の課題である、福祉人材の確保・育成・定着、職員処遇改善の確実な実施に向けた着実な取り組みを推進する。
- ・ 多様な人材の参入促進のため、関係機関・団体や行政との連携のもと福祉・介護の仕事に対する社会の関心を高めるための取り組みを推進する。また、新たに創設される在留資格による外国人材の受け入れへの対応について、情報提供をはかり、社協ならびに社会福祉法人・福祉施設関係者とともに、福祉の職場や利用者への影響・課題を整理し、取り組みをすすめる。
- ・ 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等の働き方改革について、社協ならびに社会福祉法人・福祉施設における対応を支援するため、福祉分野における課題を整理し、情報提供を行う。
- ・ 福祉サービスの質の向上に向けて、「福祉サービスの質の向上推進委員会」を中心に、社会福祉施設協議会連絡会、各種別協及び関係組織との連携のもと、第三者評価の受審促進並びに苦情解決の取り組みの推進をはかる。また、保育所の第三者評価の受審促進の 5 年目を迎えることから、受審状況の検証と今後の対応について検討をすすめる。

4. 政策提言・要望活動及び広報事業の充実

- ・ 「全社協福祉ビジョン 2011」第 2 次行動指針（平成 27 年 3 月）についての取り組み状況の検証とともに、地域共生社会の実現や福祉諸制度改革等の動向をふまえ、2020 年に向けビジョンの改訂の検討をすすめる。
- ・ 社会保障・社会福祉制度、社会福祉関係予算、税制改正等の動向に対し、現場実践をふまえた施策となるよう、政策委員会における政策提言・要望活動等を積極的に行う。
- ・ とくに、介護事業経営、または、社会福祉法人の経営の効率化、連携・共同化等に関する議論については、その動向を注視し、全国経営協等とともに、適時の対応をはかる。
- ・ 「全社協福祉懇談会」の開催等、本会を構成する組織間の連携・協働による福祉制度の充実のための取り組みを促進する。
- ・ 各部・所連携のもとで本会の情報の一元化と広報機能の拡充をはかる。とくに、福祉関係者の活動に対する社会的な共感や理解を得るべく、ホームページ等を通じ、

社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等の活動に関する PR を広く国民に届くよう積極的にすすめる。マスコミへの働きかけを強化する。

5. 民生委員・児童委員活動の強化・推進

- ・ 「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」の方針や重点事業に基づく全国的、組織的な取り組みを推進する。
- ・ 「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討会 報告書」(平成 29 年)において明らかにした民生委員・児童委員活動の環境整備に向けた課題の改善に取り組む。
- ・ 2019 (平成 31) 年 12 月の民生委員一斉改選に向け、民生委員のなり手の確保と改選にともなう諸課題を整理し、全国の民児協組織に働きかける。
- ・ 2019 (平成 31) 年 3 月に改訂した全民児連の「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」の普及をはかるとともに、指針に沿った活動の推進を支援する。

6. 生活福祉資金貸付制度等利用促進と運用の改善

- ・ 2018 (平成 30) 年度にとりまとめの「生活福祉資金貸付事業あり方検討委員会」報告をふまえ、制度改善に向けた提言と必要な対応を行う。
- ・ 生活困窮者自立支援制度との効果的な連携に向け、貸付促進や情報提供を行い、全国的な貸付事業の活性化をはかる。また、貸付原資等の課題について検討する。
- ・ 都道府県社協および市区町村社協における生活福祉資金貸付事務の実施体制とその財源の確保に取り組む。また、2020 年度向け、生活福祉資金業務システムの更新に取り組む。
- ・ 都道府県・指定都市社協で実施する福祉人材確保のための資格取得等の各種貸付事業の円滑な実施を支援するため、貸付諸制度の活用促進をはかる。また、必要に応じて制度改善に向けた要望を行う。

7. 総合的な権利擁護体制の構築と日常生活自立支援事業の基盤強化の推進

- ・ 「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」の普及・促進をはかり、社協の中核機関の受託の推進や支援会議、地域連携ネットワークへの積極的な参加など、市町村を主体とする総合的な権利擁護・相談支援体制の確立に向けた取り組みを推進する。
- ・ さらに、日常生活自立支援事業の利用促進をはかるとともに、その事業実施体制の改善・維持のための提言・要望と関係事業費の財源の確保を働きかける。また、不祥事の防止を徹底する。

8. ボランティア・市民活動の振興

- ・ 「市区町村社協ボランティア・市民活動センター強化方策 2015」の推進に向け全国の社協等関係者への普及を行う。とくに、介護保険における新しい総合事業等、市民活動やボランティアへの期待が広がるなか、社協 VC の強みを活かした取り組みを強化する。また、2020 年度における強化方策の改訂に向けて準備を進める。
- ・ 福祉教育の普及は、地域共生社会の基盤と次世代を担う福祉人材の育成に連なるものであり、これまでの研究やモデル事業等の成果を活かし地域での展開を広げる取り組みを強化する。
- ・ 被災地での災害ボランティアセンターの設置・運営支援について、全国的な取り組みを構築するために、これまでの活動状況を踏まえた検討を継続し適宜必要な見直しと体制づくりをはかる。

9. 子ども・子育て支援、児童福祉施策の拡充に向けた取り組み

- ・ 子ども・子育て支援新制度の施行 5 年後の見直し、幼児教育の無償化の動きに対し、各種別協議会及び関係団体との連携、情報共有をはかりながら、意見表明や要望書提出等、所要の対応を行う。また、養護と教育の質の改善策の実現への働きかけと保育士等の職員確保・処遇改善について働きかける。
- ・ 「都道府県社会的養育推進計画」の策定要領による各都道府県における計画の策定（2019 年度）の動向を把握し、福祉施設関係者の参画や社会的養護の実態を踏まえた適切な計画の策定がすすめられるよう、児童福祉施設種別協議会とともに必要な対応をはかる。また、「全国退所児童等支援事業連絡会」の取り組みの強化により、退所児童等支援協働アクション事業の総合的な展開に取り組む。
- ・ 児童を心身ともに健やかに育成するために、子ども家庭福祉施策の拡充に取り組むとともに、一方で深刻さを増す児童虐待問題への防止や、子どもの貧困問題への支援について、民生委員・児童委員、主任児童委員、児童福祉施設、市区町村社協、要保護児童対策地域協議会等、幅広く関係者と連携し、市町村における地域子育て拠点づくりなど具体的な取り組みを推進するための基盤づくりを働きかける。

10. 障害保健福祉施策の拡充に向けた取り組み

- ・ 改正障害者総合支援法の施行及び障害福祉サービス報酬改定後の福祉施設・事業所への影響と今後の課題を把握し、2021 年度からの次期報酬改定に向け、関係組織との連携のもと必要な対応をはかる。また、障害児支援の強化策について検討等をすすめる。
- ・ 地域共生社会の実現に向けて、地域住民の障害に対する理解を深め、障害の有無にかかわらずともに生きる社会づくりへの啓発を進める。
- ・ 障害者の権利擁護の推進に向け、障害者福祉施設種別協議会等と協力して「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」、「改正障害者雇用促進法」等の啓発や、その徹底

のために必要な対応をはかる。

- ・ 「優先調達推進法」について、共同受注体制の充実やその安定的運営方策の確立など、法の一層の活用促進に向けて必要な基盤整備をさらにすすめる。

11. 介護保険制度および高齢者福祉施策の拡充に向けた対応

- ・ 介護保険制度改正、介護報酬改定による福祉施設・事業所における影響と今後の課題を把握し、2021年度からの次期報酬改定、第8期介護保険計画の策定に向け、関係種別協議会や関係団体と協力して必要な対応をはかる。
- ・ 高齢者の医療・介護・保健・福祉及び生活支援を包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けて、幅広い関係機関・団体との連携による取り組みを推進する。
- ・ 認知症高齢者やその家族など、多様で複合的な課題を抱える住民が住み慣れた地域で安心・安全な生活を継続できる地域づくりに向けて、社協、社会福祉法人・福祉施設、関係機関・団体等との連携協働体制の構築に向けた取り組みをすすめ、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の推進をはかる。

12. 福祉人材センター機能の強化

- ・ 喫緊の課題である、福祉施設等の福祉人材の確保・育成・定着に向けた取り組みを都道府県福祉人材センターとともにすすめる。
- ・ とくに、福祉・介護マッチング強化事業への取り組み支援をはじめとする都道府県福祉人材センターの現状、介護・保育分野の人材確保に関する諸制度の動向をふまえ、各都道府県福祉人材センターが社会福祉法人等関係組織や地方自治体等と連携・協働をはかるよう機能強化に向けた取り組みの一層の働きかけを行う。
- ・ 離職介護福祉士届出制度について、制度の周知・広報、届出制度を有効に機能させる取り組みを一層強化するとともに、業務システムの円滑な稼働の確保をはかる。

13. 中央福祉学院研修事業の充実

- ・ 全社協の基幹事業である研修事業について、研修事業の不断の見直しによる研修課程の内容充実、テキストの充実をもって、受講者の確保・増員をはかる。
- ・ 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」をもとに全都道府県・指定都市社協（研修実施機関）の取り組みの推進をはかる。また、「社会福祉士短期養成課程」の安定的な実施に引き続き取り組む。
- ・ 「介護職員実務者研修通信課程」の拡充をすすめるため、未実施県・市社協への実施推奨、社会福祉法人からの通信課程の受託数増をはかり、本研修課程の普及に取り組む。
- ・ 各部・所が連携してロフォス湘南（中央福祉学院）の稼働率を向上し、経営の一

層の安定化をはかる。

14. 参考図書刊行事業の企画内容の充実と販売強化

- ・ 参考図書刊行事業について、社会福祉を取り巻く環境変化や読者ニーズに即応した刊行計画を策定するとともに、本会各部・所との連携を一層強化しながら、企画内容の充実と着実な発行に取り組む。
- ・ 収益の拡大に向け、刊行図書の販売促進のため、綿密な刊行計画と販売計画のもとに、社会福祉分野はもとより、介護・保育・福祉関係の養成校、行政等への販路拡大に向けた取り組みをすすめる。とくに、月刊誌について、全社協の構成組織との連携をもとに販売促進をはかる。
- ・ 中央福祉学院との連携により、各種研修事業とテキストの刊行にかかる総合調整を行い、効果的な刊行・販売体制を構築する。

15. アジア社会福祉従事者研修ならびに国際交流・支援活動の拡充

- ・ アジア各国の社会福祉関係者のネットワークの拡充に向け、アジア社会福祉従事者研修を推進する。また、修了生を5年に1度日本に招聘する「アジア社会福祉セミナー」を開催し、一層の交流をはかる。
- ・ 1979年の国際児童年からアジア社会福祉分野の交流・支援活動に取り組み、40周年となることから、福祉分野における国際交流・支援活動のプログラムの充実、日本の福祉の情報発信、アジア社会福祉従事者の支援事業にかかる会員の拡大への取り組みをすすめ、国際交流・支援事業の総合的推進する。

16. 全社協の経営管理体制、事務局体制の強化と構成団体との連携

- ・ 社会福祉法人制度改革をふまえ、全社協の経営組織のガバナンスの強化、財務規律に沿った財政管理等に引き続き取り組むとともに、新たに内部監査官を事務局におき、監事ならびに会計監査人との連携のもと、適正な事業執行体制と内部統制体制・機能の強化をはかる。
- ・ 都道府県・指定都市社協常務理事・事務局長会議・セミナー等を通じ、法人運営の強化および適正性の確保に向けた対応策の共有化等をはかり、さらには本会と都道府県・指定都市社協の一層の連携強化に向けた取り組みを推進する。
- ・ 本会の事業計画において各福祉分野の重点事業等を組み込むとともに、各種別協議会の2019(平成31)年度の事業については、協議員総会等で事業計画を決定し、推進するものとする。